別表３　受験申込書受付地

都道府県名	受付地
北海道	札幌市
北海道	函館市
北海道	旭川市
北海道	釧路市
北海道	帯広市
北海道	北見市
北海道	室蘭市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	福島市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	前橋市
埼　玉	さいたま市
千　葉	千葉市
東　京	東京都
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	長野市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	金沢市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	名古屋市
三　重	津　市
滋　賀	大津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
兵　庫	神戸市
奈　良	奈良市
和歌山	和歌山市
鳥　取	鳥取市
鳥　取	米子市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	浦添市

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に山形県米沢市大字花沢字八木橋東三3274番地ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社米沢工場（の機械、器具等）を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月15日

山形地方法務局米沢支局

千葉県習志野市実籾本郷９番５号**海老原秀治**の工場財団に茨城県鉾田市徳宿字先上溜地跡3023番地３ソーラーヒルズ鉾田２の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月15日

水戸地方法務局鹿嶋支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Ｔ＆Ｃフィナンシャルアドバイザー
２．住所　東京都港区芝浦１―14―５
３．代表者の氏名　代表取締役　田中　茂樹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2774号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年９月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年３月15日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ネオステラ・キャピタル株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋１―17―10
３．代表者の氏名　代表取締役社長　工藤　重典
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2039号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年９月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年３月15日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　アトム・キャピタル・マネジメント株式会社
２．住所　東京都千代田区神田小川町１－８－３小川町北ビル５階
３．代表者の氏名　代表取締役　土屋　敦子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1940号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年９月18日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成30年３月15日

関東財務局長　浅野　僚也

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書の縦覧について

福岡市環境影響評価条例（平成十年三月三十日条例第十八号。以下「条例」という。）第二十条の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第二十二条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成三十年三月十五日

国土交通省大阪航空局長　千山　善幸
国土交通省九州地方整備局長　増田　博行

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局
代表者の氏名
国土交通省大阪航空局長　千山　善幸
国土交通省九州地方整備局長　増田　博行
主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　福岡空港回転翼機能移設事業
対象事業の種類　飛行場及びその施設の設置の事業
対象事業の規模　ヘリポート及びその施設の設置の面積八・六六ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜